

[三訂版]  
遺産分割の  
理論と審理

井上 繁規 著

新日本法規

## 第4章 家事事件手続法下における遺産分割事件 の審理手続の概要

### 第1節 第1審の審理手続の概要

#### 1 家事事件手続法の適用対象事件

家事事件手続法は、その施行日である平成25年1月1日以降に申し立てられた家事事件及びそれ以降に職権で手続が開始された家事事件について適用され、その施行日の前日までに既に係属している家事事件については、引き続き家事審判法が適用される（家手法附則2条、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律4条1号）。そのため、家事事件手続法の施行後の一定期間においては、家事事件手続法が適用される家事事件（新法事件）と家事審判法が適用される家事事件（旧法事件）とが併存することとなる。

なお、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年7月13日法律第72号）」により、相続法の大改正が行われたが、改正法の原則的な施行日は、「公布の日（平成30年7月13日）から起算して1年を超えない範囲内において制令で定める日」とされ（附則1条本文）、その施行日は、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第316号）」により、原則として、令和元年7月1日と定められ、かつ、施行日以前に開始した相続については、「この法律の施行の日（令和元年7月1日）（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。」（附則2条。旧法主義）として、改正前の法律を適用することとされている。したがって、令和元年7月1日の施行日より前に死亡した被相続人の相続については、施行日前に遺産分割が終了した案件のみならず、施行日までに遺産分割が未了の案件についても、改正前の旧民法が適用されることとなるため、平成30年の相続法の大改正後においても、改正新民法が適用される遺産分割事件と改正前旧民法が適用される遺産分割事件とがしばらくの間は併存する状況となる。

#### 2 管轄

遺産の分割に関する審判事件は、相続が開始した地（被相続人の最後の住所地）を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属す

る（家手法191条1項、66条1項）。遺産の分割の調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する（家手法245条1項）。

また、遺産の分割の審判事件（家手法別表第二の12の項の事項についての審判事件）が係属している場合における寄与分を定める処分の審判事件（家手法別表第二の14の項の事項についての審判事件）の管轄は、寄与分を定める処分の審判の申立ては遺産の分割の審判の請求があった場合にのみすることができ（民法904条の2第4項）、両事件は併合して手続及び審判をしなければならないことに照らし（家手法192条）、当該遺産の分割の審判事件が係属している裁判所の管轄に属する。

なお、相続の開始後認知によって相続人となった者が、遺産の分割の請求をしようとする場合において（民法910条）、併せて寄与分を定める処分の審判の申立てをするときは、その申立てについては、家手法191条1項の規定により、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属することとなる。

遺産の分割の審判事件が抗告裁判所に係属した後に、寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合には、その申立てについては、当該抗告裁判所の管轄に属するから、同裁判所に対してしなければならない（家手法191条2項）。

### 3 遺産の分割の審判又は調停の申立書

遺産の分割の審判又は調停の申立ては、申立書を家庭裁判所に提出してしなければならない（審判につき家手法49条1項、調停につき家手法255条1項）。

そして、遺産の分割の審判又は調停の申立書には、当事者及び法定代理人、申立ての趣旨及び理由（審判につき家手法49条2項、調停につき家手法255条2項）、事件の実情に加え（審判につき家手規37条1項、調停につき家手規127条、37条1項）、共同相続人及び特別受益に該当する遺贈又は贈与の有無と内容を記載し、かつ、遺産目録を添付しなければならない（審判につき家手規102条1項、調停につき家手規127条、102条1項）。

#### (1) 当事者の記載

当事者としては、審判の合一確定の必要性に照らし、共同相続人、割合的包括受遺者、相続分譲受人などを記載することとなるが、受遺者や譲受人が不明なときには、戸籍上共同相続人と認められる者の全てを記載しておけば足りる。

## 第2章 遺留分侵害額請求

### 第1節 遺留分侵害額請求権の新設と性質

#### 1 遺留分侵害額請求権の新設

平成30年改正前民法（旧民法）下における遺留分減殺請求権は、形成権であり、請求権行使の効果は、直ちに物権的に生じ（形成権・物権的效果説）、その意思表示がされたときは、法律上当然に減殺の効力を生じるため（最一小判昭和41・7・14民集20巻6号1183頁）、贈与又は遺贈は遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は、その限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属するものであった（最三小判昭和35・7・19民集14巻9号1779頁、最一小判昭和41・7・14民集20巻6号1183頁、最三小判昭和44・1・28集民94号15頁、最二小判昭和51・8・30民集30巻7号768頁、最一小判昭和57・3・4民集36巻3号241頁）。そのため、遺留分減殺請求権が行使されると、減殺の対象となった目的物の全体について、遺留分権利者と受遺者・受贈者との間に、共有関係を生ずる結果となり、共有物分割請求によらなければ最終的な解決にはならないという状況にあった。このような事態は、遺産に属する不動産の細分化を来して効率的な利用を阻害したり、共有関係の解消のために新たな紛争を生じさせることにもなった。

そこで、新民法においては、遺留分制度が、遺留分権利者の生活保障を図ったり、遺産の維持及び形成に貢献したことによる潜在的持分の清算を図るところに、その目的があることに照らせば、遺留分権利者に対しては、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求権を取得させれば、遺留分制度の目的は達することができるのみならず、上記のような弊害を回避することもできるという観点から、旧民法の遺留分減殺請求制度に代えて、新たに、民法1046条により、遺留分侵害額請求制度を新設することとした。

#### 2 遺留分侵害額請求権の性質

##### (1) 遺留分侵害額請求権の行使の意思表示

新民法の遺留分侵害額請求権は、形成権であり、遺留分権利者が遺留分侵害額請求権を行使する旨の意思表示をすると、遺留分権利者の受遺者又は受贈者に対する、遺留分侵害額に相当する具体的な金銭債権（受遺者又は受贈者の遺



留分権利者に対する金銭債務)が発生するという効果が生じるが、その意思表示は、遺留分侵害額請求権を行使するという意思表示であるから、その時点では、遺留分侵害額を具体的に明示して意思表示を行う必要はないものと考えられる。

なお、遺留分侵害額請求権が行使されても、対象となる遺贈又は贈与が無効となる効果が生じるものではなく、その請求権の行使の効果は、遺留分侵害の原因となっている遺贈や贈与の効力は維持したままで、遺留分権利者の受遺者又は受贈者に対する、遺留分侵害額に相当する具体的な金銭支払請求権(金銭債権)が発生するというものである。したがって、受遺者又は受贈者は、新民法下においては、旧民法下の取扱いとは異なり、遺贈又は贈与の目的となった不動産その他の権利を遺留分権利者に返還すべきような義務を負うことはない。

## (2) 金銭債権の発生

そして、この新たに発生した金銭債務(受遺者又は受贈者の遺留分権利者に対する金銭債務)は、法律の定めにより発生する期限の定めのない債務であるから、遺留分権利者は、遺留分侵害額請求権の行使とは別に、受遺者又は受贈者に対し、具体的な金額を明示して、その支払を請求すべきこととなり、その請求がされた日の翌日から遅延損害金が発生する(民法412条3項:債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。)

このように、遺留分侵害額請求権と、その行使によって発生する具体的な金銭支払請求権(金銭債権)とは、別個の権利であるから、それぞれ別々の期間制限に服するものである(民法1048条、166条)。

## 第2節 遺留分侵害額の算定の基準時

### 1 旧民法下における遺留分算定の基礎財産の評価の基準時

旧民法下では、被相続人が相続開始の時に債務を有していた場合の遺留分の額は、旧民法1029条、1030条、1044条に従って、被相続人が相続開始の時に有していた財産全体の価額に、贈与した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産の価額を確定し、それに旧民法1028

## 第6章 審判の理由の記載

### 第1節 総説

#### 1 理由の記載順序

審判書の理由は、次のような順序で記載されるのが一般的である。

- ① 相続の開始、相続人、法定相続分
- ② 前提問題（相続人たる地位の存否、遺言の存否と有効性、遺産分割協議の存否と有効性、相続分の譲渡・放棄など）
- ③ 遺産の範囲
- ④ 特別受益
- ⑤ 寄与分
- ⑥ 遺産の評価
- ⑦ 具体的相続分率の算定と現実の取得額
- ⑧ 分割についての当事者の意見
- ⑨ 裁判所の定める分割方法
- ⑩ 付随の処分
- ⑪ 手続費用の負担
- ⑫ 結論と裁判所名など

#### 2 証拠の説示方法

事実認定に用いた証拠は、各認定事実ごとに個別に記載するのではなく、理由の冒頭に次のように記載するのが一般的である。

「一件記録に基づく当裁判所の実事認定及び法律判断は、以下のとおりである。」

### 第2節 相続の開始・相続人・相続分、及び前提問題

#### 1 基本型

相続の開始日のほか、戸籍の記載に基づき、推定相続人及びその法定相続分を、次のように記載する。なお、法定相続分を修正する結果となる前提問題の判断がされるときには、その旨の説示を、前提問題の判断の箇所で併せて行う。

「被相続人（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）は、令和2年3月4日に死亡し、相続が開始した。その相続人は、被相続人の妻である申立人A、被相続人とA

との間の長男である申立人B及び長女である相手方Cであり、その法定相続分は、Aが2分の1、B及びCが各4分の1である。」

## 2 前提問題の争いがある場合

### (1) 相続人たる地位の存否

婚姻や養子縁組の無効の主張、欠格事由の主張などがされた場合には、家庭裁判所は、遺産分割審判の前提問題として、これらの前提問題の審理判断をすることができる。次のような理由説示を記載する。

「申立人は、被相続人と相手方Bとの養子縁組は、縁組意思を欠く無効なものである旨主張する。しかしながら、・・・に照らせば、縁組意思を欠くものとはいえない。したがって、申立人の主張は、理由がない。」

### (2) 遺言の存否と有効性

遺言の有効性は、家庭裁判所が、遺産分割審判の前提問題として、審理判断することができる。次のような理由説示を記載する。

「相手方Bは、被相続人作成の令和2年6月7日付けの自筆証書による遺言書（令和2年9月17日検認）の効力を争うが、それを裏付けるに足りる客観的な資料はない上、相手方Bを除く共同相続人全員がその筆跡を被相続人のものと認めていることに照らし、遺言書は有効なものというべきである。」  
 「被相続人は、遺産のうち、別紙遺産目録2記載の土地を申立人に取得させる旨の自筆証書遺言をしたが、作成日付の記載を欠いているので、有効な遺言とはいえない。」

### (3) 遺産分割協議の存否と有効性

既に遺産分割協議が有効に成立している場合には、審判の申立ては不適法となる。分割協議の成立の主張がされた場合には、家庭裁判所は、遺産分割審判の前提問題として、審理判断することができる。次のような理由説示を記載する。

「相手方は、被相続人の遺産については、共同相続人全員の間で既に遺産分割協議が有効に成立している旨主張する。しかしながら、・・・に照らせば、有効な成立は認められない。したがって、相手方の主張は、理由がない。」

### (4) 相続分の譲渡・放棄

相続分の譲渡・放棄は、法定相続分の修正要素となるので、次のような理由

説示を記載する。

「相手方Bは、令和2年6月7日、申立人に対し、その相続分を譲渡し、本件遺産分割申立事件の当事者たる地位を喪失し、本件審判手続から脱退した。その結果、申立人の法定相続分は8分の5となった。」

### 第3節 遺産の範囲

#### 1 遺産の範囲に争いがない場合

遺産の範囲について共同相続人全員の間には争いがない場合には、次のような理由説示を記載する。

「別紙遺産目録記載の財産が被相続人の遺産であることは、当事者間に争いがなく、本件記録によってもこれを認めることができる。」

#### 2 遺産の範囲に争いがある場合

家庭裁判所は、遺産の範囲について、遺産分割の前提問題として、審理判断することができる。次のような理由説示を記載する。

「申立人は、別紙物件目録記載の土地が被相続人の遺産に属する旨を主張し、相手方Bはこれを争う。しかしながら、・・・に照らせば、同土地は相手方Bが自己の費用をもって買い受けたものであり、相手方Bの所有に属するものと認められる。したがって、申立人の主張は、理由がない。」

#### 3 可分債権（預貯金債権等を除く）

共同相続された普通預金債権、通常貯金債権、定期貯金債権、定額郵便貯金債権、投資信託受益権及び個人向け国債、投資信託受益権の元本償還金等の交付を受ける権利などに限っては、いずれも、その権利の内容や性質等に照らすと、最一小判昭和29・4・8民集8巻4号819頁がいう「可分債権」には該当しないので、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解される（最大決平成28・12・19民集70巻8号2121頁参照）。

これに対し、上記の預貯金債権等以外の不法行為損害賠償請求権や不当利得返還請求権などの可分債権については、最大決平成28・12・19の射程外であり、依然として最一小判昭和29・4・8が妥当し、相続開始と同時に当然に共同相続人が法定相続分で分割取得するので、原則として遺産分割の対象とはならない



ため、これを審判の対象とするには、共同相続人全員の合意が必要となる。審判の対象となることにつき、次のような理由説示を記載する。

「別紙遺産目録記載の貸金債権は、これを遺産として分割の対象とすることにつき当事者全員の合意があるので、本件遺産分割の対象に含めることとする。」

「申立人が被相続人の遺産として分割を求める別紙遺産目録記載の貸金債権については、これを遺産として分割の対象とする旨の当事者全員の合意がないので、本件遺産分割の対象とはしない。」

#### 4 使途不明金（遺産分割の対象としない場合）

被相続人の多額の預貯金が、生前又は相続開始後に払い戻され、その使途が不明であるところ、これは被相続人と同居していた長男である申立人が払い戻したものであるから、申立人がその使途不明金を分割対象の遺産に組み入れるべきであるなどと主張されることがある。しかしながら、使途不明金は、特別受益として又は損害賠償請求訴訟によって処理されるべき問題であって、遺産の範囲の問題ではない（第3編第2章第2節参照）。次のような理由説示を記載する。

「相手方Bは、被相続人の死亡の直後に解約された〇〇銀行の被相続人名義の預金（相続開始時残高100万円）は、遺産である旨主張する。しかしながら、・・・に照らせば、解約した者が誰かは明らかでなく、当該預金は現存しないものであるから、本件遺産分割の対象とすることはできない。」

### 第4節 特別受益

#### 1 特別受益の基礎となる事実の認定

特定の財産が特別受益財産であるか否かは、家庭裁判所が遺産分割手続の過程において認定すべき問題である。次のような理由説示を記載する。

##### (1) 特別受益と認定する場合（相続開始時に評価替え）

「申立人は、昭和60年ころ、自宅の土地を取得するに際し、被相続人から100万円の援助を受けているから、これは生計の資本たる贈与に当たる。そして、総務省統計局編「消費者物価指数年報（令和2年版）」によれば、消費者物価指数（総合指数）は、昭和60年が88.1、平成27年（相続開始時）が103.2



新日本法規